

第 12 回

富里市農業委員會議事錄

令和 3 年 1 月 29 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第12回）

日 時 令和3年12月9日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

1番	関	利	之	2番	伊	井	義	則
3番	塩	澤	英	一	4番	篠	原	美 惠 子
5番	相	川	克	義	7番	田	上	友 子
8番	藤	崎	芳	久				

欠席（1名）

6番 森 田 孝 子

◎開会

議長 これより令和3年第12回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時30分)

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

田上友子君、関利之君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、関委員と私伊井です。

概要は議案のとおりです。

申請の理由は、農事組合法人成田ナーセリーの代表、[REDACTED]さんが法人経営から個人経営へ移行するためです。

申請地は、岩崎別邸から北へ300メートル程行って右折し、100メートル位行った右側に位置しています。

隣接農地との境界は一部確定していないところがあるので、境界杭を入れるように指導しました。

市道に隣接しており、進入路も確保されています。

第三者の権利はありません。

権利者の経営状況ですが、施設園芸中心に地被植物を8,324平方メートル耕作しています。現在保有している農地はすべて耕作しているとのことでした。

世帯員は5人で、専農2人ですが、令和4年4月以降は専農が5人になる予定です。後継者もいます。従事日数も問題ありません。雇用は15人で、年間通して働いています。

農機具類の保有状況は一式完備しております。

自宅から申請地までは、地続きで通作が容易と認められます。

以上から効率的に利用されると認められます。

報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい。

議案第1号 3条規定による所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をします。担当委員は藤崎会長、篠原委員と私です。

土地の表示、権利者、義務者は議案記載のとおりです。面積は田1,221平方メートルです。

代理人は富里市の [REDACTED] 氏です。書類審査のため出席者はおりません。

権利者の申請理由は経営規模拡大。自宅近くで耕作可能なため。義務者は、相続したが千葉市に居住のため耕作ができない、離農したいということでした。

申請地は、市役所から久能道を国道296号線に向かって進み、国道を横切ってから350メートル進んだ右側に位置します。議案の記載には現況田とありましたが、現地調査のとき雑木林のようで耕作していないようでした。隣接地の境界は確認できませんでした。進入路は市道に隣接しており、第三者の権利などもありません。

権利者は最近就農されていますが、居住している成田市の農業委員会から耕作実績あるという書類が添付されていました。現在畑52.34アールを耕作しており、主たる作物は栗だそ

うです。

世帯員は1名、従農者1名、兼業です。

保有農機具はトラクター1台、草刈り機2台で、権利取得予定農地に作付けを予定している品目は栗だそうです。

居住地から申請地まで11キロメートル、車で22分くらいです。

成田市農業委員会の添付書類もあり、今後も効率的に営農されると思われます。

義務者は離農を予定しています。

申請書類の不備もなく、特に確認を要することもなく許可相当と思われます。

以上報告終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可とするに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転3を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転3についてご報告します。

なお、本件は10月の総会で継続審議となっていた案件です。

権利者世帯の経営農地の状況について、観察期間として予定した2か月間が経過しますので、11月30日の審査会時に会長以下5名の委員で再度現地調査を行いました。現地調査を行ったのは、権利者の世帯員が3年ほど前に農地法第3条許可を受けて所有権を取得した畠3か所です。

結果としては、前回調査時と比べ、新たに農作物を作付けした形跡は確認できず、草刈りをした以外の変化は見られませんでした。例えば太木の畠などは7反歩弱ありますが、この面積に対してブルーベリーの苗木が数本しか植えられていないので、これでは農地のすべて

を効率的に利用しているとはとても認めることができないと思います。吉川の畠については何も作付けされていません。

このような状況ですので、周辺農地の状況と比較して低利用もしくは不作付けの農地と評価するほかないというのが、現地調査をした委員の一致した意見です。

以上です。

議 長 ここで、事務局より追加説明があるとのことです。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

議案第1号、所有権移転3について追加説明させていただきます。

12月7日付で権利者から観察期間の延長を求める嘆願書が提出されました。詳細はお配りした写しをご覧いただければと思います。

この嘆願の取り扱いについて、具体的には観察期間を延長するか否か、協議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより採決します。

本案件につきましては、権利者から観察期間の延長を求める嘆願書が提出されております。

嘆願のとおり継続審議とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は継続審議とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

(午後 1時41分)

議 長 再開します。

(午後 1時45分)

議 長

ただいま協議した結果、権利者が提示する最終作付け時期が令和4年5月中となっていることから、権利者の嘆願のとおり、観察期間を令和4年5月末まで延長することとします。

次に、持分全部移転1を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 はい、議長。

農地法第3条の規定による許可申請について、持分全部移転1について現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は藤崎会長、塩澤委員、篠原です。

概要は議案記載のとおりです。

申請理由は、権利者は母との共同名義の土地だが、母が高齢となるため名義移転し贈与を受けるそうです。

申請地は畠1筆、5,984平方メートル。県道成田両国線の太産工業手前の双葉バス停の先を右に入った左側です。

権利者は農業経営者で、梨、品種としては日本梨、新高などを栽培しています。

労働力は世帯員6名で、従農3名、パート7名。農機具も一式保有しております。

住所地から申請地までは50キロメートル。車で45分位です。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

関委員。

関 委 員 これは事務局にお聞きしたいのですが、申請地に作業場と直売所がありますが、2アール未満の農業用施設の届出が過去にあったでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 こちらの届出については過去に提出されておりませんでしたので、申請者に連絡しまして、現地調査時にご指摘いただいたとおり、追加で提出するよう説明しました。

議 長 関委員、よろしいですか。

関 委 員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長　日程第3　議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員　はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1の書類審査及び現地調査の報告をいたします。

土地の表示、価格、権利者、義務者、施設の概要、所有権移転事由は議案記載のとおりです。

申請地は富里小学校から南西約300メートル。権利者の設計事務所、自宅の隣です。

農地区分は宅地等で囲まれた小規模農地であり、第2種農地（b）です。

転用目的は9台分の駐車場です。根拠として、来客用が3台分、2トントラック用が2台分。この2トントラックにつきましては当設計事務所へ業者が来た場合使用するそうです。

それと設計事務所の従業員用が2台、自己用が2台。

駐車場への進入路は認定外市道からの出入りになります。

資金計画ですが、事業費は土地代60万円、造成費187万円、事務費3万円の合計250万円です。駐車場は砂利敷き整地、ブロック2段積み。自己資金で████銀行████支店の残高証明が添付されておりました。

農振は、平成10年6月10日全体見直し。

第2種農地であり、許可相当と思われます。

以上です。

議長　ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議長　日程第4　議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局　はい議長。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、11月25日付
けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼
されたものです。

内容につきましては、次第の7、8ページに、10年新規、畑10筆、25,960平方メートル。

次第の9、10ページに、3年更新、畑9筆、29,686平方メートル。

次第の11、12ページに、6年更新、畑18筆、61,966平方メートル、田2筆、6,004平方メー
トル。

次第の13、14ページに、10年更新、畑11筆、20,605平方メートル、田3筆、11,092平方メー
トル。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。

以上です。

議長　ただいまの説明について意見はありませんか。

関委員。

関委員　11ページの下から3段目、4-5、こちらの貸付者の名前がないのですが。

議長　事務局、お願いします。

事務局　こちらにつきまして、お名前は [REDACTED] さんです。私の方で記載漏れがございまし

たので、訂正してお詫びいたします。

議長 関委員。

関委員 [REDACTED]さんだとすると、13ページの一番上、住所が違っているのですけれども。

議長 事務局。

事務局 大変失礼しました。正しくは [REDACTED] が正しいです。

お詫びして訂正いたします。

議長 休憩します。

(午後 2時 3分)

議長 会議を再開します。

(午後 2時 4分)

議長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第4号

議長 日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい議長。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明します。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、11月25日付けにて、富里市長より、農用地利用配分計画（案）についての意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の15、16ページに4件ございます。

計画に記載されている農地情報は公簿上の記録と一致しており、第三者の権利もありませんので、計画に問題はないと思われます。

以上です。

議長 議案第4号について意見を求める。

意見はありませんか。

塙澤委員。

塙澤委員 すみません、16ページのライストワークのところの田で、使用貸借というのはお金が発生しないということですか。無料で借りられるということですか。

議長 事務局。

事務局 お金のやり取りはありません。

議長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

意見なしと認めます。

本案は意見なしとする旨市長に答申することに決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の17、18ページに3件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

相川委員。

相川委員 18ページの中沢の田の件ですけれども、借受者が [REDACTED] となっていますけれども、

■さんは病気でできない状態ですよね。これは借りるのではなく返すということ？

議長 事務局。

事務局 利用権の中途解約による返却です。なお、こちら成年後見人が指名されておりまして、その方との連名で書類は提出されています。

議長 ほかに質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。
これをもって本総会を閉会します。

(午後 2時10分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員

